

周南市地方卸売市場 警備業務委託仕様書

1. 履行場所 周南市鼓海1丁目324番地の18 周南市地方卸売市場
2. 履行期間 令和7年8月1日 ～ 令和10年7月31日
(土・日・祝日・年末年始含む毎日)
3. 業務員及び業務時間
 - ① 午前7時から午後8時まで 1名
 - ② 午後8時から翌日午前7時まで 2名
4. 業務内容
 - (1) 市場関係者以外の入場者を取締るため、守衛所において入場者のチェック及び記録・報告
 - ・ 入場許可証の確認
 - ・ 入場許可証を持参しない者について、臨時入場許可証の交付・回収。
 - ・ 入場許可証を掲示しない者について、入退場車のナンバー(特徴)を記帳する。
 - (2) 職員の不在時は、別途他業者と市との契約による火災報知警報機器等の作動時の対応。その他、非常時には各関係機関への緊急連絡を行い、その指示に従う。
 - (3) 上記②の業務時間中、時間を定めて4回以上の場内パトロールを行う。
(青果・花き セリ場内 含む) ※ セリ場内の巡視は、22:00～5:00の間
また、不審者(車両)の入場の際は重点的にごみ集積所・倉庫付近をパトロールし、異常がないか、あればその者(車両等)を排除又はチェック記帳する。
 - (4) 市場開場日は午前6時から午前7時まで、正門付近において自動車の整理及び誘導等を行う。
 - (5) その他、市場内の衛生を保つために必要と思われる業務で、発注者の指示による業務の実施
5. 委託料の支払い
本業務の委託料は、契約期間中の全てに係る費用を月額に平準化して、その月の報告書等进行检查した後、受注者からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
そのため、本業務の入札においては、契約期間における全ての費用を算出し、その総額を履行期間の月数で等分した額をもって入札金額とすること。
6. その他
 - (1) 業務日誌等の連絡、カギの授受等については、別途指示する。
 - (2) 必要最低限の備品類は、発注者が設置する。
 - (3) 守衛所における光熱水費は、原則として発注者の負担とする。
 - (4) 業務上携帯使用する用具及び消耗品類は、原則として受注者の負担とする。
 - (5) 警備業法第4条に基づく山口県公安委員会の認定を受けていること。
 - (6) 本業務における契約は、周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年3月29日条例第10号)第2条第1号に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の履行期間において、各年度における長期継続契約の予算の範囲内で契約を継続するものである。